

学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の  
認可申請書類の作成等に関する手引  
(令和5年9月改訂版)

文部科学省高等教育局私学部  
私 学 行 政 課



## 目 次

- 「令和5年9月改訂版」の主な変更点
- 一般的注意事項について . . . . . 1

### 第1部 私立大学等の設置廃止に係る寄附行為（変更）認可申請

- 1. 学校法人の設立（設置者変更による法人設立を含む）に係る寄附行為認可申請書類の作成について . . . . . 13
  - ① 私立大学又は私立高等専門学校を設置する場合
  - ② 設置者変更により私立大学等を設置する場合
- 2. 私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について . . . . . 24
  - ① 私立大学又は私立高等専門学校を設置する場合
  - ② 私立大学に新たに学部若しくは学科，大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校に新たに学科を設置する場合
- 3. 私立大学の共同学科等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について . . . . . 35
- 4. 組織変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について . . . . . 45
  - ① 私立大学又は私立高等専門学校を設置する場合
- 5. 私立大学等（又は私立大学の学部等）の設置者変更（法人新設及び合併の場合を除く）に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について . . . . . 58
  - ① 私立大学等の設置者となる場合
  - ② 私立大学等の設置者でなくなる場合
- <参 考>
- 学校法人の合併又は設置者変更の形態と寄附行為（変更）認可申請手続等の関係 . . . . . 70
- 6. 私立大学等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について . . . . . 72
- 7. 私立大学等の廃止に伴う学校法人の解散認可（認定）申請書類の作成について . . . . . 78
- 8. 6月末追加書類の作成について . . . . . 87
- 9. 標準設置経費・標準経常経費の算出方法
- 標準設置経費額の算出方法について . . . . . 96

○ 標準経常経費額の算出方法について	107
10. 審査参考資料の提出について	109

## 第2部 私立大学等の設置廃止に係る寄附行為（変更）認可申請に伴う手続

1. 寄附行為（変更）認可申請書の一部変更に係る書類の作成について	113
2. 審査基準第二の六の適用に係る審査書類の作成について	120
3. 審査基準第四の六（一）又は（二）の適用に係る審査書類の作成について	124
4. 設置計画の変更に係る事前協議書類の作成について	129
5. 私立大学又は私立大学に新たな学部等を設置するための受配者指定寄付金に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	135

## 第3部 学校法人の合併認可申請

1. 学校法人の合併認可申請書類の作成について	142
-------------------------	-----

## 第4部 都道府県知事所轄の学校等の設置廃止に係る寄附行為変更認可申請

1. 都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	154
2. 都道府県知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	161

## 第5部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請

1. 収益事業・付随事業の開始に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	169
2. 収益事業・付随事業の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	178
3. その他の変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	184

## 第6部 寄附行為変更の届出

1. 寄附行為変更の届出書類の作成について	189
2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について	196

## 第7部 各様式の作成上の注意点

1. 各様式の作成上の注意点について	197
--------------------	-----

### <参考資料>

○ 私立学校法（昭和24年法律第270号）	264
○ 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）	279
○ 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）	281
○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準 （平成19年文部科学省告示第41号）	289
○ 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等 （平成6年文部科学省告示第117号）	311
○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の 種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）	319
○ 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業 の扱いについて（通知）	320
○ 学校法人寄附行為作成例（令和3年4月13日決定）	339
○ 学校法人寄附行為作成例（令和5年8月23日決定）	350
○ 組合等登記令（昭和39年政令第29号）	397
○ 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附行為を 指定寄付金の対象とすることについて（通知）	405
○ 大学設置・学校法人審議会会長コメント（参考1）	412
○ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（参考2）	414
○ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（参考3）	415
○ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（参考4）	416
○ 私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可の審査の要点	417

## 「令和5年9月改訂版」の主な変更点

### 1. 改正私立学校法への対応（P. 5 関係）

令和7年度開設の大学設置等に係る寄附行為（変更）認可の申請については、現行の私立学校法等に基づく基準により審査されます。

当該寄附行為（変更）認可の後、「私立学校法の改正について（令和5年改正）（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)）」で御説明しているとおり、令和6年度夏以降に改正私立学校法等に基づく寄附行為変更認可申請（その他の変更に係る寄附行為変更認可申請）が必要となります。詳細については該当ページを御確認ください。

### 2. リスクシナリオの作成方法（P. 110 関係）

「審査参考資料の提出について（P. 109）」の中で全ての申請者に対して提出を求めている「23 大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針（リスクシナリオ）」の具体的な作成方法を追加しましたので、御確認ください。

### 3. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日公布，令和5年9月21日公布）への対応（手引全般，P. 96 関係（標準設置経費額等））

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正に伴い、関係する条項や標準設置経費等の金額を変更していますので、御確認ください。

### 4. 学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類（P. 213 関係）

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日）により、学生確保の見通しの審査に関する観点（①大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向，②設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果，③既設の大学等における収容定員の充足の状況及びそ

の見通し並びに学生募集に関する取組の効果)及び申請者が設置する全ての大学の既設の学部(短期大学又は高等専門学校は学科(大学院, 募集停止中の場合を除く。))の収容定員充足率が5割を上回ることを求める規定(経過措置として, 令和7年度開設申請に限り, 申請大学等(※)における学部等の収容定員充足率が適用)が追加されたことに伴い, 申請書における説明方法や提出する資料の一部が変更となりました。詳細については該当ページを御確認ください。

(※)「申請大学等」とは, 例えば「学部設置」申請をする場合は, 「当該学部を設置する大学」を示します。

## 5. 国際連携学科等の審査スケジュールの変更 (P.11 関係)

「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和3年文部科学省令第3号)及び「大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示」(令和3年文部科学省令第33号)が令和4年8月1日に施行されたことに伴い, 大学設置・学校法人審議会の国際連携学科等設置の審査期間が約3か月間から約5か月間に変更になりました。詳細は該当ページを御確認ください。

## ○ 一般的注意事項について

学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続を行う場合、一般的注意事項として、以下の点を必ず読んでから手続を進めるようお願いします。

### 1 寄附行為（変更）認可等に関する問合せ方法

問合せは以下の方法によりお受けしています。

可能な限り、御電話ではなく電子メールによるお問合せに御協力願います。

- (1) 電子メール（受付アドレス：s-secchi@mext.go.jp）
- (2) 電話（平日 10:00～18:00 03-5253-4111（代表）（内線 2534））
- (3) 来省又はWEBによる事務的な相談（1回につき1時間程度）

ただし、来省又はWEBによる事務相談は、大学等の設置認可等に係る案件のみ受け付けます。大学等の設置認可に係る案件以外の御相談については、電子メールにてお問い合わせください。※来省又はWEBによる事務相談は事前に予約が必要です。詳細は次の項を御参照ください。

### 2 来省又はWEBによる事務相談

事務的な相談のため来省する際には、以下の点に留意してください。

- (1) 注意事項
  - ・（来省の場合）事前のアポイントなしでの来省は御遠慮ください。特に、審査期間中は、認可申請中の学校法人関係者の私学行政課内への立入りは遠慮いただいておりますので、御注意ください。
  - ・事務相談において行っていることは、寄附行為（変更）認可申請に係る手続（申請書の記入方法、審査スケジュール等）に関する質疑応答です。具体的な申請の内容については、申請後に大学設置・学校法人審議会において審査されるものであり、事務相談の場において申請前の「事前審査」、「事前協議」といったことは、一切行っておりません。内容の適否に関する御質問はお答えできませんので、あらかじめ御承知置きください。
  - ・事務相談を行う前には、本手引の関連箇所を必ず御確認ください。
  - ・相談の時間は原則として1回1時間程度としております。「全体的に問題はないか」「記載に不備はないか」といった確認は対応致しかねます。具体的にどの箇所を確認したいのか整理してください。申請にあたっては、私学行政課法人係によるチェックを前提とするのではなく、学校法人の責任ある体制の下で申請内容に不備が無いかチェックした上で申請をしてください。
- (2) 予約方法

来省又はWEBによる事務相談の予約については、相談を希望する日の2週間前の週からメー

ル (s-secchi@mext. go. jp) にて受付します。

予約時のメールに「相談表 ([https://www.mext. go. jp/a\\_menu/koutou/ninka/madoguchi. htm](https://www.mext. go. jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi. htm)参照)」及び該当がある場合のみ相談資料を添付し、メール本文に相談希望日時を第三希望まで記入してください。相談表は予約時点での質問事項を可能な限り具体的に記載してください。

「これから資料を作成するが、まずは挨拶に」といった来省・御相談は不要です。

予約の可否については、予約をお申込みいただいたメールへの返信にて御連絡しますが、予約日時が御希望に添えない、予約が取れない可能性があることについて予め御了承ください。また、質問の内容によっては、メールや電話の回答に代えさせていただく場合もございます。

### 3 申請書類等の提出

(1) 提出にあたっては、本手引を参照し、巻末のチェックシートを活用しつつ、複数人体制でのチェックを行い、学校法人の責任において提出をお願いします。また、申請書類等の提出時には、チェックシートも併せて提出してください。

(2) 申請書類等は原則電子媒体（PDF形式）で、本手引の各ページで指定する方法により御提出ください。

申請書類等の提出にあたっては、以下の注意事項を遵守してください。注意事項どおりに提出がされない場合、短期間での再提出をお願いすることもございますので予め御承知おきください。

(3) 申請書類提出のメールを受信しましたら、2週間以内に私学行政課法人係より受信確認のメールを送付します。ファイル容量等の関係でメールが正常に受信できない場合がありますので、2週間以上経っても私学行政課法人係から受信確認のメールが届かない場合は、御電話にて問合せください。なお、届出書類については、受領連絡をしていませんので、御留意ください。

#### <注意事項>

(ア) 提出ファイルはPDF形式で作成してください。

(イ) 本手引における各申請手続のページで指定のとおり、Adobe Acrobat等のしおり機能によるしおり（見出し）を付し、ファイルごとに通しページを下部に付してください。

(ウ) PDFを画面上で表示したときに、書式が横型であっても縦型であっても画面を回転せずにそのままの向きで閲覧することができるよう、適宜書式の向きを調整して作成してください。

(エ) ファイル名についても、本手引の各申請手続のページで指定のとおりとしてください。

(オ) 形式要件の不備の指摘を受けた場合や審査意見を踏まえた計画の修正により、申請書類等に差替えが生じた場合には、当該修正後のページを含めた申請書類等全体の再提出をお願いしますので、あらかじめ御承知置きください。

(カ) 提出ファイルを作成する際は、ExcelやWordのエクスポート機能やPDF編集ソフト等にて作成し、パスワードを付けずに提出ください。手書き等により作成された資料であって、電子ファイルが存在しないものについては、当該資料のみスキャナで読み取る等の方法により画像ファイルからPDFに変換し作成して差し支えありませんが、ファイルサイズが大きくなりすぎないように留意してください。また、申請書の「全て」をスキャナで読み取る等の方法

により作成するのはやめてください（審査に支障をきたす場合があります）。

#### 4 虚偽申請，不正行為等の防止

平成19年3月31日に改正された「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」により，申請や届出において「偽りその他の不正の行為のあった者であって，当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者」等からの申請については，認可しないことになりました。また，審査期間中に審査における判断の根本に関わる重大な誤りや虚偽の記載が発見された場合は，そのことを理由として審査の中止や認可を不可とする判定がなされる可能性があります。

認可申請書・届出書は「社会に対する『約束』」であり虚偽があってはならないことはもとより，認可申請及び届出に係る設置計画の不履行も虚偽申請と同じく社会を欺くものです。書類における記載の誤り，重大な事実の不記載，虚偽の記載や，審査過程での虚偽の陳述，設備の偽装，組織的な不正行為等のほか，実現予定のない粉飾された計画の記載をしてはいけません。

#### 5 収容定員充足率の取扱い

＜大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準＞

令和4年度の大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の改正により，定員超過率に基づく認可の基準について，これまでの入学定員に基づく算出方法から収容定員に基づく算出方法へ変更されるとともに，令和7年度開設の学部等の設置認可申請から，認可の申請を行う大学等の既設学部等の収容定員充足率が5割以下の場合，当該申請について認可しないこととする基準が規定されました。認可申請に当たっては，既設学部等の学部単位（短期大学及び高等専門学校にあっては学科単位）の認可の申請を行う年度の5月1日現在の収容定員に対する学生数の割合（以下，収容定員充足率という。）が一定値以上（1.15倍。収容定員数等により異なる。）又は一定値（0.5倍）以下の場合には認可しないこととなりますので御留意ください。なお，学年進行中（完成年度前）の学部等であっても，新たな組織として設置された時点から起算し，学生募集を停止した学科については収容定員充足率の算定から除外する必要がありますので御留意ください。

＜学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準＞

令和7年度開設の学部等の設置認可申請から，申請を行う大学の既設学部（短期大学又は高等専門学校は学科）（以下，「学部等」という。）の収容定員充足率が5割以下の場合，令和8年度開設の設置等認可申請から，申請者が設置する全ての大学等の既設学部等の収容定員充足率が5割以下の場合，当該申請について認可しないこととする基準が規定されました。（大学院，専攻科，別科，募集停止を行った学部等に本基準は適用されません。）

設置等認可申請時に上記のとおり既設学部等の収容定員充足率が5割を上回ることを確認して

ください。

## 6 積極的な情報の提供について

認可申請書には「社会に対する『約束』」（平成 17 年 1 月中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」）という性格もあります。申請中・認可後の申請書や届出書の内容について、ホームページ等で公表するなど、積極的に情報を提供してください。ただし、申請中の場合は、「申請中であり、認可されたものではない」ということが明確になるよう付記し、認可されたものと誤解を与えないように十分に留意してください。

また、平成 23 年度開設分より、大学等設置に伴う学校法人の寄附行為（変更）認可申請書類の一部について、個人に関する情報や学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き、認可後に文部科学省ホームページで公開しています。

## 7 寄附行為（変更）認可申請・届出にあたって

設置等の認可申請の審査過程において、多くの申請者が申請を取り下げており、総じて準備不足の傾向が顕著であったことなどから、平成 19 年 11 月には、大学設置・学校法人審議会長から、大学を設置する責任の自覚、十分な準備の上での申請、積極的な情報公開による説明責任の履行を要請するコメント（参考資料参照）が出されています。

また、平成 20 年 2 月に学校法人分科会長から、近年の私立大学を取り巻く様々な現状や私立大学の設置認可の審査状況を踏まえ、学校法人制度が私学の「自主性」「自律性」を尊重した上で成り立っているにも関わらず、学校法人の継続的な運営のための「安定性」や社会からの「信頼性」に関する問題、私立大学の「自主性」「自律性」そのものを損ないかねない問題が審査の過程等で判明していることを指摘し、設置者たる学校法人の強い自覚、自省を要請するコメント（参考資料参照）が出されており、加えて、平成 24 年 10 月には学校法人分科会長より改めて一層の自覚を期待する旨のコメント（参考資料参照）が出されています。

各申請者においては、各コメントの趣旨や私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可の審査の要点（参考資料参照）等を理解し、十分な準備を経た上で申請するようお願いします。

## 8 様式について

寄附行為変更認可申請書類等の様式は、文部科学省ホームページに掲載していますので、適宜御利用ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/shinsei.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm)

## 9 アフターケア（AC）について

学校法人分科会では、大学の設置等に係る寄附行為（変更）認可の後、原則として、完成年度（開設年度に入学した学生が卒業する年度）までの間、その計画の履行状況や附帯事項への対応状況を踏まえて、学校法人の経営の実態を確認し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うための調査を実施しています。対象となる学校法人に対しては、7月下旬を目途に報告書作成を依頼しますので、詳細はそちらを御参照ください。

また、実地調査が必要と判断された場合は、事前に日程調整をさせていただきます。学生等と同等の空間認識の下での確認ができる場合は、オンラインを活用した面接による調査を実施しますので、御承知おきください。

## 10 改正私立学校法について【重要】

令和5年通常国会において、「私立学校法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年5月8日に公布されました（施行日：令和7年4月1日）。関係する政省令等についても、今後順次改正を予定しています。

### 大学設置等に係る寄附行為（変更）認可の申請

令和7年度開設の審査は、現行の私立学校法等に基づく基準により行いますので、令和7年度開設に係る申請の様式は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年7月20日文科省告示第117号（最終改正：令和2年12月28日））」により申請してください。

令和8年度開設の審査から改正私立学校法等に基づく基準等が適用となります。

令和8年度開設の審査に係る申請の様式等については、令和6年3月までに文部科学省ウェブサイトにより周知する予定ですので、御確認をお願いします。

### 改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可の申請（その他の寄附行為変更認可申請）

令和7年4月1日の改正私立学校法の施行に向け、大学設置等に係る寄附行為（変更）認可の申請とは別に、文部科学大臣所轄の全ての学校法人において、令和6年夏以降に寄附行為変更認可の申請（その他の寄附行為変更認可申請）をする必要があります。スケジュールの詳細は改めて文部科学省ウェブサイト等で周知しますので、御承知おきいただくとともに、改正私立学校法に対応する寄附行為作成例（令和5年8月23日学校法人分科会決定）も参考に、御準備くださるようお願いします。

なお、改正私立学校法に関する情報は、次のとおり文部科学省ウェブサイトにおいて公表しており、随時情報を更新しているほか、改正私立学校法に関する学校法人等からのお問い合わせについては、専用のお問合せフォームから受け付けておりますので、引き続き御確認ください。

私立学校法の改正について（令和5年改正）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

私立学校法の改正に関するお問合せ（令和5年5月～）

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJjkjBwPnpL7H5LHDc2U10kXPxBnMKJsFUQzRFRVQ5NVJVUU9VMVBTENPMEZEMzVRUy4u>

## 相 談 表

【記入日： 年 月 日（ ）】

大学等名					
大学等設置予定位置					
設置者					
設置者の所在地					
設置・変更・廃止をしようとする学部等又は研究科等の名称及び入学定員	学部, 研究科名	学科, 専攻名 学位【専攻分野】	入 学 定 員	編入学定員	
				年次	定員
	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>【来省の場合】 相談スペースの都合上、人数は原則4名までとしてください。</p> <p>【オンラインの場合】 特に人数制限は設けませんが、相談内容に照らして必要最小限の人数とってください。また、複数の端末から参加される場合、発言される方以外の音声はミュートに設定してください。</p> </div>				
設置予定年月日	令和 年 月 日				
相談者氏名・職名等 (全員について御記入ください。)	氏 名		職 名 等		
	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p>【相談事項・質問事項に関するお願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談されたい内容がわかるように記入してください。</li> <li>・1回の相談時間は1時間までです。「全般的に問題はないか」「書類の記載内容に誤りがないか見ていただきたい」といった御相談は、チェック項目が多岐にわたり時間内に終わらないことが多くありますので、御遠慮ください。確認したい事項・箇所をあらかじめ整理して、具体的な形で御相談ください。</li> </ul> <p>(書類の記載については、私学行政課法人係によるチェックを前提とするのではなく、申請者等の責任ある体制の下であらかじめチェックしたものを持参してください。)</p> </div>				
事務連絡担当者					

※ 相談事項、質問事項を次ページに記載してください。なお、相談事項・質問事項は箇条書きの形で結構ですが、可能な限り具体的に御記入ください。「学部の設置について」、「書類の作成方法について」といった概括的な記載ですと、具体的にどのようなことを御相談されたいのか分からず、的確な回答ができない場合があります。

## 大学等の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請の受付について

大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請の受付期間及び提出方法については以下のとおりです。

### 1. 大学等の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請の受付期間

申請内容	受付期間
<p>○令和7年度開設予定の大学, 短期大学, 高等専門学校<sup>1</sup>の設置に係る下記の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人の設立に係る寄附行為認可申請</li> <li>・寄附行為変更認可申請</li> <li>・組織変更に係る寄附行為変更認可申請</li> </ul>	令和5年10月16日（月）～18日（水）
<p>○令和7年度開設予定の学部, 学科, 大学院, 研究科の設置に係る下記の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立大学等（学部等）の設置に係る寄附行為変更認可申請</li> </ul> <p>○令和7年度私立大学等の設置者変更に係る下記の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人の設立に係る寄附行為認可申請</li> <li>・寄附行為変更認可申請</li> <li>・組織変更に係る寄附行為変更認可申請</li> </ul>	令和6年3月13日（水）～14日（木）
<p>○6月末追加書類提出</p>	令和6年6月中旬（予定） （令和6年5月末までに申請者へ別途通知）

※土日祝日を除く。

※組織変更認可申請の場合は, 上記受付期間までに都道府県からの進達文が必要となります。

## 2. 提出先

文部科学省私学行政課法人係

(組織変更認可申請の場合は都道府県(私立学校担当部署)に従ってください。)

## 3. 提出方法

次のとおり事前にメールにて予約の上、文部科学省が指定する方法により、申請書類の電子ファイル(PDF形式)を御提出ください。

組織変更認可申請の場合、私立学校法施行令(昭和25年政令第31号)第3条第1項第2号及び同条第2項の規定により、都道府県知事から文部科学大臣の進達が必要となりますので、学校法人が都道府県(私立学校担当部署)に申請書を電子ファイル(PDF形式)で提出してください。都道府県(私立学校担当部署)は、文部科学省私学行政課法人係へ進達文を添えて申請書を電子ファイル(PDF形式)にて御提出ください。

### <申請予約方法>

各提出期間の期間初日の2週間前の週の月曜日(月曜日が祝日又は休日の場合は翌火曜日)から金曜日まで、メールにて御予約を承ります。

予約メールのタイトルは「【法人名】認可申請(予約)」(例:【文科学園】認可申請(予約))とし、「認可申請受付票・審査参考資料総括表(Excel)」を添付の上、送付ください。

#### 【「認可申請受付票・審査参考資料総括表(Excel)」について】

※申請予約時には、上記Excelの青シート(受付票)のみ記入してください。申請書提出時には、上記Excelの赤シート(審査参考資料総括表)を追記したものを、申請書と共に文部科学省の指定した方法で提出してください。

※上記Excelは、申請予約時に申請区分ごとに提出してください。

※ファイル名は、「法人名+申請大学名+申請学部名等(申請区分の組織まで記載)」としてください。

(例)

大学設置の場合: ○○学園○○大学

学部設置の場合: ○○学園○○大学×学部

学部の学科設置の場合: ○○学園○○大学×学部△学科

大学院設置の場合: ○○学園○○大学大学院

研究科設置の場合: ○○学園○○大学大学院□研究科

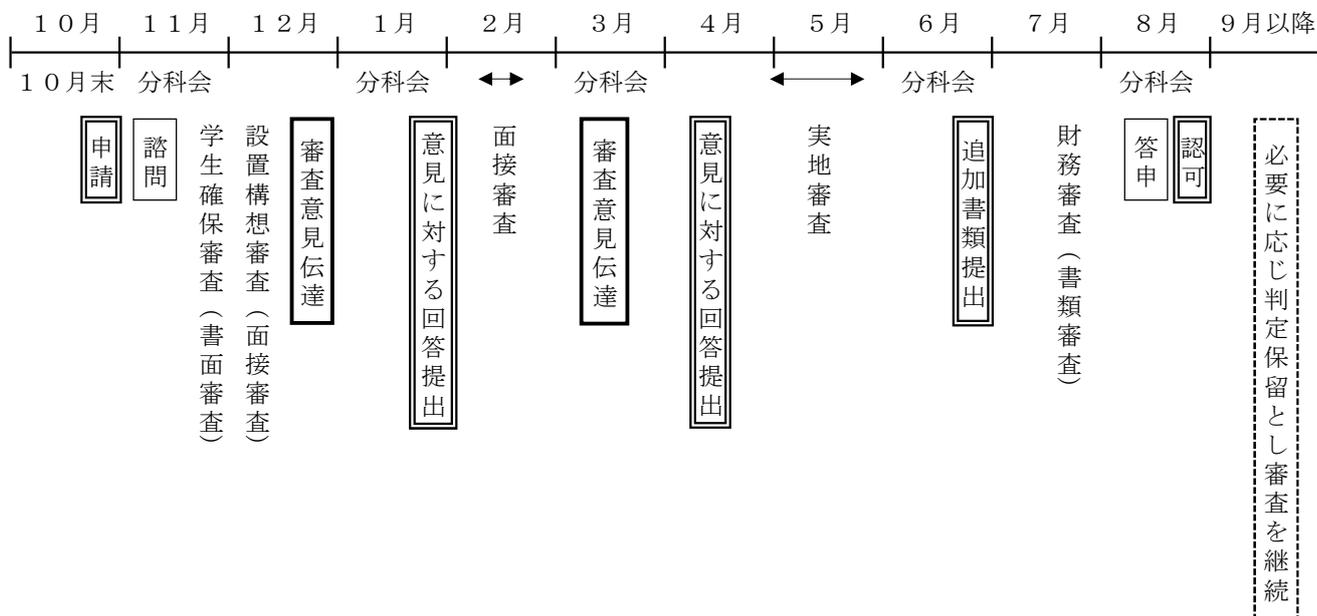
メール本文には、①申請区分(大学の設置、学部の設置、等)、②新設大学等の名称、③事務担当者情報(役職、氏名、電話番号、E-mail)、④(組織変更認可申請の場合)都道府県の私立学校担当部署の情報(担当部署、担当者氏名、電話番号、E-mail)を記載してください。

なお、御予約のメールに返信する形で(組織変更の場合は上記④の担当部署E-mail宛に)、提出期間初日の1週間前の金曜日までに電子ファイルの提出方法を御案内しますので、連絡が無い場合は、お手数ですが御連絡ください。

## 学校法人分科会における一般的な審査スケジュール

### ① 私立大学（通信制を含む。）又は私立高等専門学校を設置に係る寄附行為（変更）

【開設年度の前々年度の10月末～】（審査期間：10ヶ月）



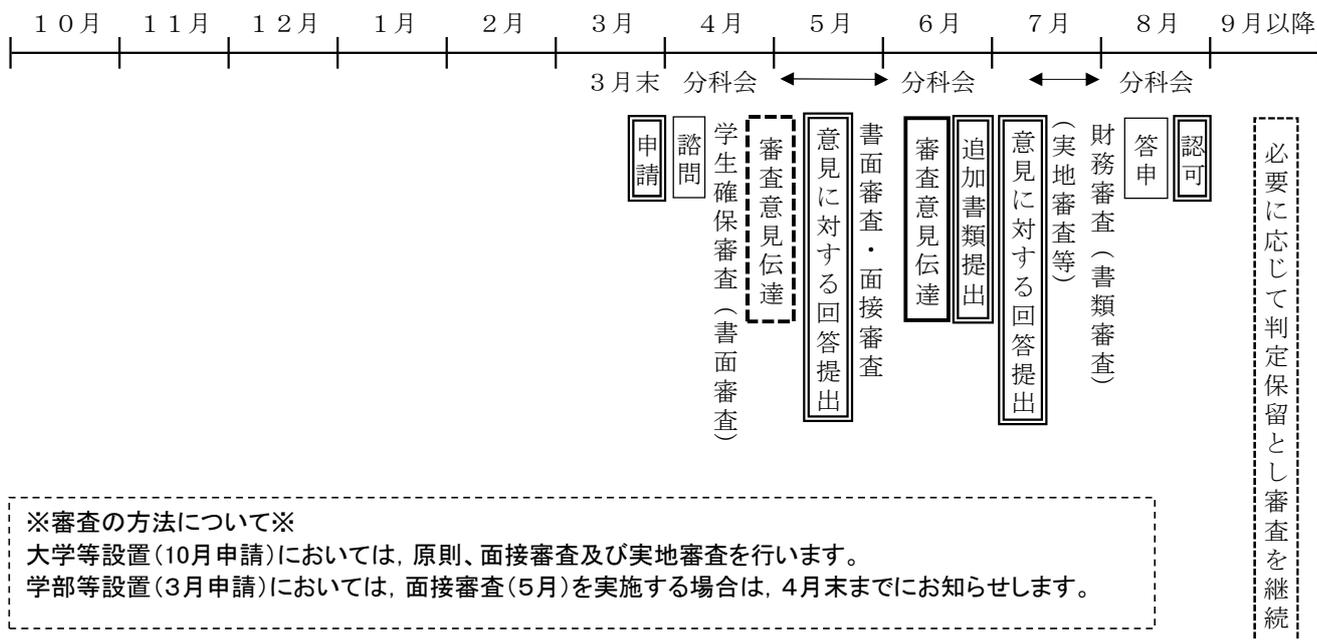
### ② 私立大学に学部若しくは学科（通信制を含む。）を設置する場合に係る寄附行為変更

### ③ 私立大学に大学院又は大学院の研究科（通信制を含む。）を設置する場合に係る寄附行為変更

### ④ 私立高等専門学校に学科を設置する場合に係る寄附行為変更

### ⑤ 私立大学に大学院又は大学院の研究科（専門職大学院に限る。）を設置する場合に係る寄附行為変更

【開設年度の前々年度の3月末～】（審査期間：5ヶ月）



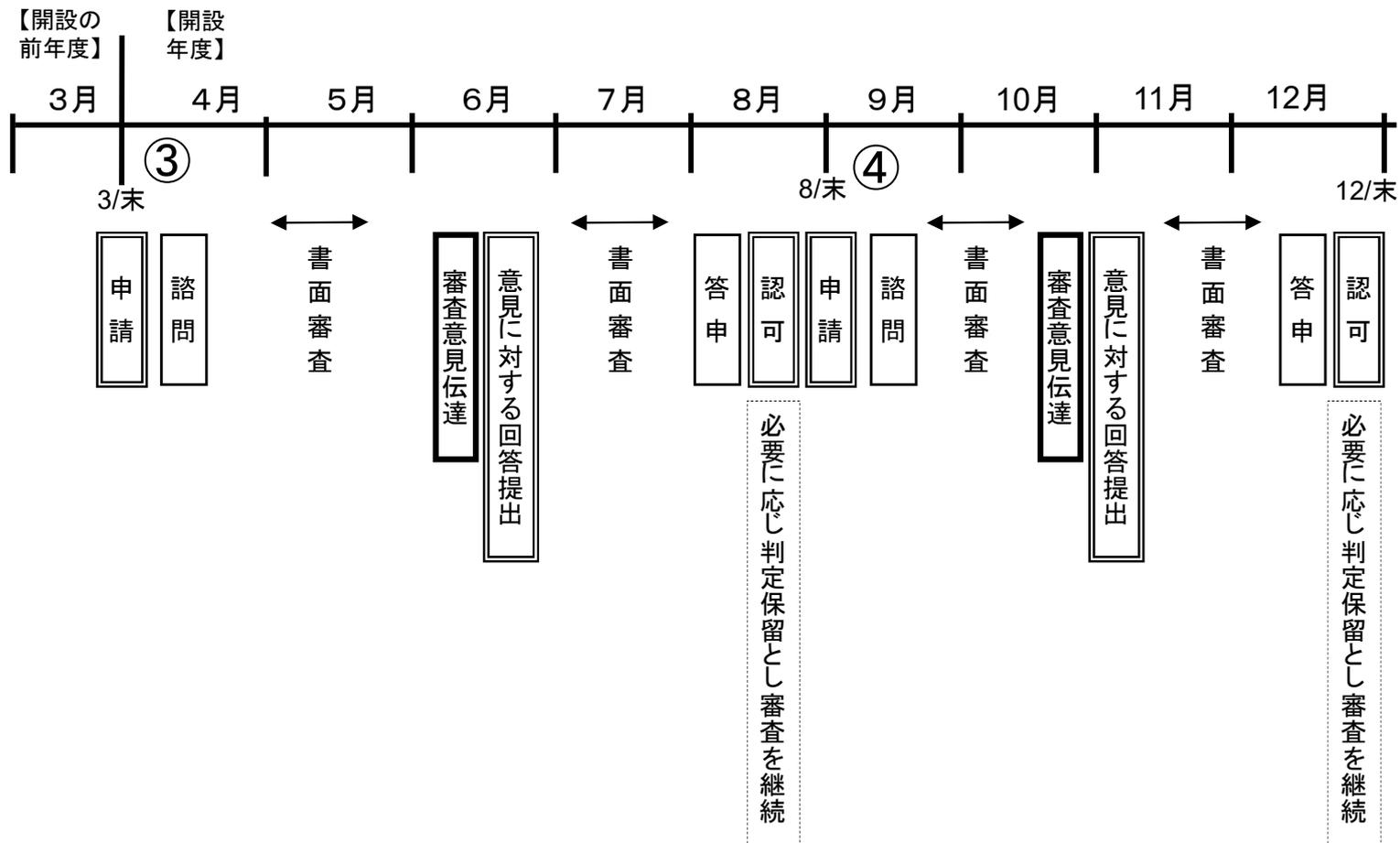
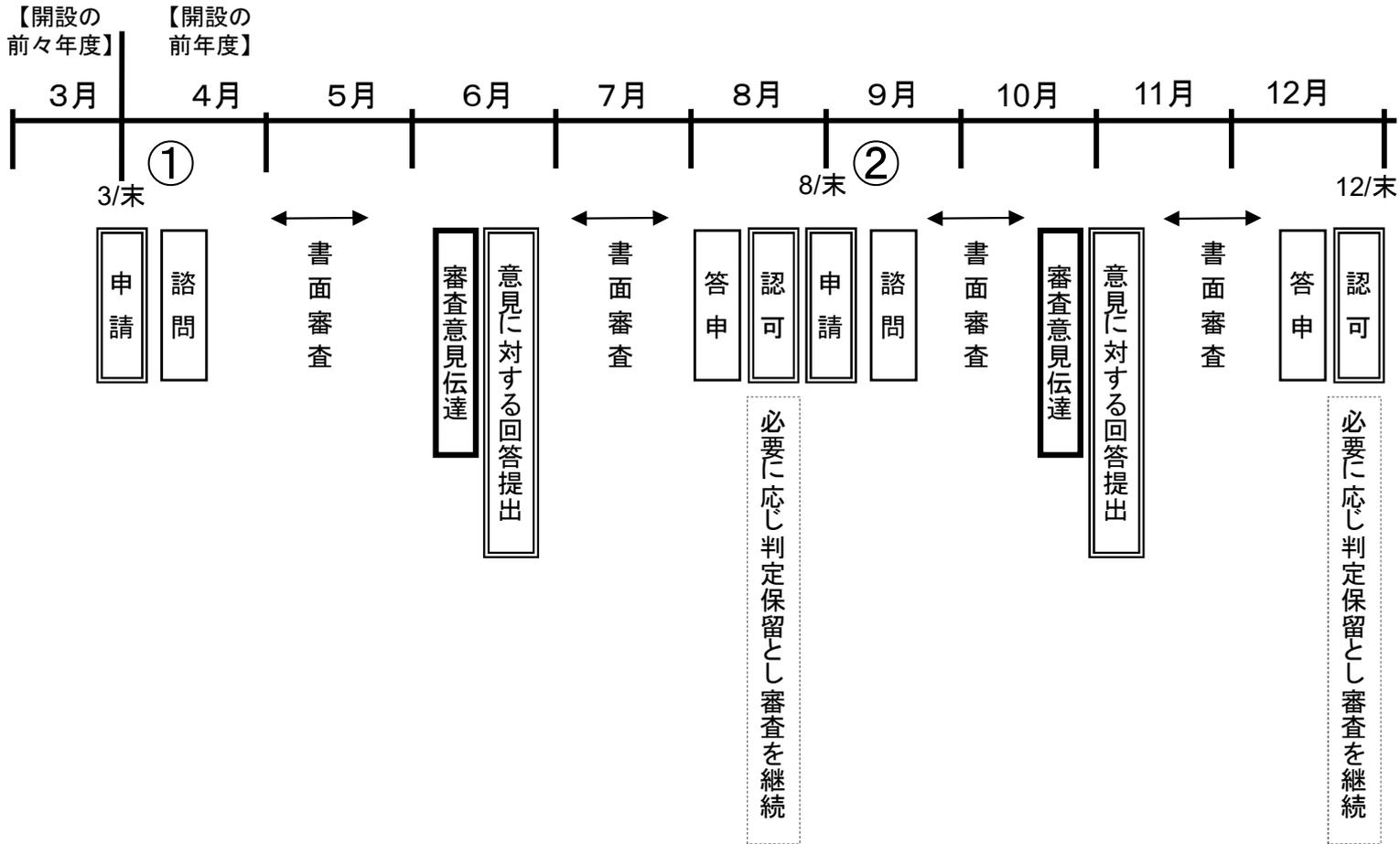
※審査の方法について※

大学等設置(10月申請)においては、原則、面接審査及び実地審査を行います。

学部等設置(3月申請)においては、面接審査(5月)を実施する場合は、4月末までにお知らせします。

# 審査スケジュール

## — 国際連携学科等(学校法人分科会) —



※必要に応じ,面接審査を実施する。